

ミヤコカナヘビ、フサヒゲルリカミキリ、  
ウスイロヒョウモンモドキ保護増殖事業計画策定等に関する  
中央環境審議会答申について

令和 2 年 11 月 20 日（金）

令和 2 年 11 月 11 日（水）に開催された中央環境審議会自然環境部会第 23 回野生生物小委員会において、「ミヤコカナヘビ、フサヒゲルリカミキリ、ウスイロヒョウモンモドキ保護増殖事業計画策定」等について審議され、これを受けて、中央環境審議会会長から環境大臣に対して、11 月 20 日に答申がなされたので、お知らせします。

1. 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号）第 45 条第 1 項の規定に基づき、環境大臣等から諮問された以下の案件（別添 1～3）について、諮問のとおりとして差し支えない旨、11 月 20 日に答申がなされました。

- ・ミヤコカナヘビ、フサヒゲルリカミキリ、ウスイロヒョウモンモドキ保護増殖事業計画策定

これを受けて、保護増殖事業計画を策定し、その概要を官報で公示する予定です。

2. 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号。以下「法」という。）第 28 条第 9 項及び第 29 条第 4 項において準用する法第 3 条第 3 項の規定に基づき、環境大臣から諮問された以下の案件（別添 4・5）について、諮問のとおりとして差し支えない旨、11 月 20 日に答申がなされました。

- ・出水・高尾野鳥獣保護区の変更（拡張）
- ・出水・高尾野鳥獣保護区出水・高尾野特別保護地区の変更（拡張）

これを受けて、今後当該国指定鳥獣保護区特別保護地区の変更等を定めた旨を公表するとともに、関係地方公共団体に通知する予定です。

3. 添付資料

- ・別添 1 「ミヤコカナヘビ保護増殖事業計画（案）」
- ・別添 2 「フサヒゲルリカミキリ保護増殖事業計画（案）」
- ・別添 3 「ウスイロヒョウモンモドキ保護増殖事業計画（案）」
- ・別添 4 「国指定出水・高尾野鳥獣保護区計画書（案）」
- ・別添 5 「国指定出水・高尾野鳥獣保護区出水・高尾野特別保護地区計画書（案）」

※詳細については、小委員会の資料を御参照ください。

[http://www.env.go.jp/council/12nature/\\_23\\_2.html](http://www.env.go.jp/council/12nature/_23_2.html)

環境省自然環境局野生生物課  
代 表 03-3581-3351  
直 通 03-5521-8282  
室 長 中尾 文子 (内 6460)  
課長補佐 立田 理一郎 (内 6465)  
係 長 福田 真 (内 6670)

環境省自然環境局野生生物課  
希少種保全推進室  
代 表 03-3581-3351  
直 通 03-5521-8353  
室 長 山本 麻衣 (内 6677)  
室長補佐 岡島 一徳 (内 6685)  
室長補佐 川瀬 翼 (内 6671)